

中泊町 GPS 除雪管理システム導入業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

中泊町 GPS 除雪管理システム導入業務（以下、「本業務」という。）は、除雪車両に携行した GNSS（衛星測位システム）端末を用いて、除雪車両の作業状況管理及び除雪費用の算出ができるシステムの構築を行い、除雪業務の効率化及び適正化を図ることを目的とする。

また、この実施要領は、本町にとって最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（１）業務名

中泊町 GPS 除雪管理システム導入業務

（２）業務内容

別紙「中泊町 GPS 除雪管理システム導入業務仕様書」のとおり

（３）履行期間

本契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ただし、導入するシステムは令和 11 年 3 月 31 日まで利用できるライセンスとする。

3 業務の概要

本業務に関する予算額は、13,008,000 円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

なお、次の経費を含むこととする。

- ・システム導入費
- ・運用期間中の保守付きライセンス料 ※運用期間は仕様書参照

また、費用についての考え方は、下記に記載のとおりとする。

- (1) 予算額は契約（予定）金額を示すものではなく、技術提案内容の規模を示すためのものである。
ただし、上限を上回る金額で見積を行ったときは失格となる。
- (2) 今回の見積りは、本プロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時には提出された金額を基本とし、優先交渉権者と詳細な業務内容および契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、以下の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生又は再生手続きが行われていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 中泊町の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。

- (5) 青森県内に活動拠点（本社・支社・営業所等）を有する事業者であること。
- (6) 中泊町暴力団排除条例（平成 23 年中泊町条例第 16 号）第 2 条に該当しないものであること。
- (7) プライバシーマーク（JIS Q 15001）及び、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS：JIS Q27001：2014（ISO/IEC27001：2013））の認証を受けていること。
- (8) 下記に示される「同種又は類似業務」の実績を 5 件以上有していること（平成 31 年 4 月 1 日以降に完了した業務に限る）。

【同種業務】

通信型GNSS機器を活用した除雪管理システムの構築・運用・保守業務。

※青森県内および北東北の自治体及び公共機関とし、同一自治体（または公共機関）と単年度契約の場合は1件とみなす。

※上記の発注機関が管轄する全域での導入実績を対象とし、一部の除雪機械等を対象とした試行導入実績は対象外とする。

※通信型のGNSS端末により、稼働実績を自動取得し、除雪作業日報及び月報（稼働時間及び除雪作業費を集計）の出力機能を備えたものに限る。

【類似業務】

通信型GNSS機器を活用した除雪機械の位置管理システムの構築・運用・保守業務。

※上記の発注機関が管轄する全域での導入実績を対象とし、一部の除雪機械等を対象とした試行導入実績は対象外とする。

※通信型のGNSS端末により、除雪機械の現在位置情報をインターネット地図に表示する機能を備えたものに限る

5 選定スケジュールについて

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内容	期間
公募開始・実施要領等の公表	令和 8 年 6 月 19 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時まで
質問書の回答	令和 8 年 6 月 29 日（月）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 7 月 3 日（金）
参加資格確認通知書の送付	令和 8 年 7 月 6 日（月）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時まで
プレゼンテーション	令和 8 年 7 月 24 日（金）【予定】 ※日時及び場所は参加者に後日通知します。
選考結果通知の送付	令和 8 年 7 月 27 日（月）【予定】
業務委託契約の締結	令和 8 年 7 月下旬【予定】

6 実施要領等の交付について

（1）交付期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 7 月 3 日（金）

(2) 交付方法

中泊町のホームページからダウンロードすること。

(中泊町ホームページ：<https://www.town.nakadomari.lg.jp/index.html>)

7 参加表明書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和8年6月19日(金)午前9時から令和8年7月3日(金)午後5時まで

(2) 提出先

13に記載の事務局

(3) 提出方法

直接持参又は郵送にて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものとする。

(4) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)・・・1部

イ 誓約書(様式第2号)・・・1部

ウ 納税証明書 ※写し可・・・1部

エ 業務実績報告書(様式第3号)・・・1部

オ 業務実績を証明する書類の写し(契約書等)・・・1部

カ 配置予定責任者調書(様式第4号)・・・1部

キ 企業概要書(任意様式)・・・10部

ク プライバシーマーク認定及び ISMS 認証を受けていることを証明する書類の写し・・・1部

(5) 参加資格確認及び企画提案依頼の通知

参加表明書提出者には令和8年7月6日(月)に電子メールにて通知する。メールを受信した場合は必ず受信確認のメールを返信すること。

8 質問書の受付及び回答について

本プロポーザルに関する質問書の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年6月19日(金)から令和8年6月26日(金)の午後5時まで

(2) 提出先

13に記載の事務局

(3) 受付方法

質問書(様式第6号)に記載の上、電子メール(送付先アドレスは13に記載)にて提出すること。なお、メール送信後は必ず送信した旨を電話連絡すること。

(4) 回答日

随時回答(最終 令和8年6月29日(月))

(5) 質問の回答

メールにて「参加資格者」に送付するほか、中泊町のホームページでも公表する。

(6) 質問の内容

質問内容については、参加表明等に関する質問、提案書等に関する質問とし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

9 企画提案書の提出について

本プロポーザル参加資格審査を経て、「参加資格者」となり提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり受付期間内に企画提案書を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月21日（火）（必着）

受付は、午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書提出書（様式第5号）・・・1部

イ 企画提案書本編（任意様式）・・・10部

- ① 本要領9（2）に示す審査基準の内容に準じ作成すること。
- ② A4版両面印刷で30ページ以内（表紙及び目次を含まない）とし、ページの通し番号を付すこと。
- ③ 文字サイズは10.5ポイント以上とし、文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ④ 企画提案書は一企画提案者につき一つ限りとする。
- ⑤ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

ウ 見積書（任意様式）・・・10部

- ① 導入費用及び運用期間中の保守付きライセンス料
- ② 4年目以降のシステム維持管理費（保守含）【参考】

(3) 提出先

13に記載の事務局

(4) 提出方法

直接持参又は郵送にて受け付ける。また、書面での提出と併せてデータでも提出すること。容量が大きく、電子メールによりがたい場合は、他の方法（CD、USBメモリ等）での提出も可とする。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものとする。

10 審査及び選定について

(1) プレゼンテーション及び質疑

提出された提案書等による評価、プレゼンテーション及び質疑を実施する。プレゼンテーション及び質疑は、以下のとおり実施する。

ア プレゼンテーション

企画提案書の説明及び操作画面のデモンストレーションなどを予定する。

イ 実施日時

実施日：令和8年7月24日（金）を予定

※日時及び場所は参加者に別途通知します。

ウ 実施方法及びタイムスケジュール

プレゼンテーションの所要時間は、一参加者あたり35分以内とする。

（準備5分、説明20分、質疑応答5分、片付け5分）

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの開催は1回を予定しているが、参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことや、開催日時を変更することがある。
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を基本に用いることとするが、パソコン、大型モニター（70インチ）等を使用して企画提案書をプレゼンテーションすることも可とする。その際は、あらかじめ企画提案書提出書（様式第5号）にパソコン、大型モニターを使用する旨を記載すること。なお、大型モニターは町で用意するが、HDMI端子の接続が可能であるパソコン等その他必要な機器は各自で用意すること。
- ・プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は最大3名までとする。（パソコン操作員含む）
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査対象としない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

（2）審査基準

審査の評価項目及び基準は、以下のとおりとする

No	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	企画提案書内に記載の配置予定管理技術者を下記の基準で評価する。 ①管理技術者、担当技術者として従事した同種業務の実績1業務につき評価3点 ②管理技術者、担当技術者として従事した類似業務の実績1業務につき評価1点 実績件数は、①②合わせて10件まで記載可能。 なお、全期間従事した業務実績が確認できない場合は評価しない。	30
2	業務実施方針	本町の除雪業務に関する課題を理解し、システム構築及び運用に関する方針が明確に示され、本町が考える業務内容を踏まえた提案内容となっているか。	10
3	除雪稼働状況 確認機能	除雪作業状況の確認方法や、表示設定の変更方法について、具体的に示されているか。仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。	5

4	除雪業務管理機能	稼働時間確認方法や、申請・承認・差戻し等ワークフローについて具体的に示されているか。 仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。	5
5	集計・請求管理機能	稼働時間集計及び除雪費請求書類の出力方法について、明確に示されているか。仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。	5
6	予算管理機能	除雪予算管理に有効な機能について、明確に示されているか。仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。	5
7	GNSS端末機能	GNSS端末の操作方法及び記録・送信方法が具体的に示されているか。仕様書に記載された以外の新たな機能の提案がされているか。	10
8	セキュリティ対策	セキュリティに配慮した運用体制が明確に示されているか。仕様書に記載された以外の追加提案がされているか。	5
9	運用支援体制	運用期間中の運用支援体制について明確に示されているか。仕様書に記載された以外の追加提案がされているか。	5
10	独自提案	独自提案事項が除雪作業及び除雪事務作業の効率化・省人化につながる提案内容になっているか。	10
11	プレゼンテーション及びヒアリング	信頼性、実現性、取り組み姿勢、解りやすさ等	5
12	見積書	① 導入費用・運用期間中の保守付きライセンス料 ② 4年目以降のシステム維持管理費（保守含）【参考】 指示した業務規模と大きくかけ離れている場合は特定しない	5

（３）審査結果通知

審査結果は、優先候補者、次点候補者が決定した後、速やかに参加者全員に文書で通知するとともに中泊町ホームページへ掲載する。

１１ 参加者の失格について

参加者が以下のいずれかに該当した場合は、提案を行うことができなくなり、既に提出された企画提案は無効とする。

- （１）提出書類に虚偽の記載をした場合
- （２）参加資格を満たさなくなった場合
- （３）審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- （４）前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

２ 本プロポーザルを辞退する時は、提案辞退届（任意様式）を令和８年７月２１日（火）午後５時までに郵送又は電子メールにて提出すること。

なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

1 2 契約の締結

審査の結果、優先候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。

ただし、契約交渉が成立しないとき又は優先候補者が本契約の締結を辞退した場合、次点候補者と契約交渉を行うものとする。

1 3 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、町と選定された候補者とで提案内容の細部について調整を行い、条件を協議のうえ契約を締結する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 選定されなかった企画提案書は本町が廃棄することとするが、返却を希望する場合はその旨を企画提案書に記載すること。

なお、提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しないものとし、選定された企画提案書は、中泊町情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがある。開示する場合には事前に提出者の同意を得るものとする。

- (4) 提出した書類の変更、追加、修正及び再提出はできない。なお、本提出書類について、後日、資料を求めることがある。
- (5) 配置予定責任者調書（様式第4号）に記載した配置予定の責任者は、原則として変更できないものとする。

1 4 事務局（書類提出先）

〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地

中泊町 環境整備課（担当：小野）

TEL：0173-57-2111

FAX：0173-57-3849

E-Mail：kankyoseibi@town.nakadomari.lg.jp